

議 長 日程第15「報告第2号専決処分の報告について」を議題とします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

参事兼総務課長 それでは、報告第2号専決処分の報告について、町長の専決処分事項に関する条例第1条第4号の規定により、松田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、報告するものでございます。

1枚おめくりください。専決処分書でございます。専決処分の理由でございます。令和7年4月1日に育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、専決処分を行いましたので、本定例会において報告するものでございます。

改正内容につきましては、引用条項を整理したものでございます。恐れ入ります。専決処分書の3枚目をおめくりいただき、4枚目の参考資料を御覧ください。新旧対照表でございます。左側の改正案をお願いいたします。第20条の第3項でございます。こちらのほうが現行の第61条第32号において、読み替えて準用する同条第29項を第61条の2第20項に条項ずれを整理したものでございます。

恐れ入りますが、1ページお戻りください。専決処分書の附則でございます。この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。